災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書の記載方法
（賃貸住宅融資（補修））

「災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書（賃貸住宅融資（補修））」（以下「確認書」といいます。）は、本書を参考に記載してください。以下の確認項目について、基準に適合していることが確認できた場合（該当しない場合を含みます。）は、確認書の内容確認欄の「適合」にチェック☑を入れてください。なお、確認書の内容確認欄に不適合が１つ以上ある場合は、当該住宅は融資の対象となりませんのでご了承ください。

【工事請負業者記入欄】本件の住宅について、工事が完了したことに相違ありません。

工事請負業者名（社名）　カブシキガイシャ　マルマルコウムテン
株式会社　〇〇工務店　〇〇工務店印

※複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者が記名・押印してください。

＜工事完了の報告＞

下記の内容を確認し、１または２のいずれかにチェックを入れて届け出てください（記入の際は記載方法をご参照ください。）。

番号	チェック欄	報告内容	提出書類（写真は裏面に貼り付けてください。）
1	□	**（建築基準法に基づく建築確認が不要である場合）** 提出した写真により工事が完了したことを届け出ます。 ＊整地資金または引方移転資金の融資を受ける場合 整地工事または住宅の移転が完了したことも併せて届け出ます。	全ての補修工事の**実施前・実施後**の写真
2	□	**（建築基準法に基づく建築確認が必要である場合）** ・借入申込みを行った住宅の検査済証を提出します。 ・上記の検査済証により工事が完了したことを届け出ます。 ＊整地資金または引方移転資金の融資を受ける場合 整地工事または住宅の移転が完了したことも併せて届け出ます。	建築基準法に基づく検査済証（写）

工事請負業者に社名の記入および社印の押印を依頼してください。
また、複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者に依頼してください。

工事が完了したことについて、工事請負業者に確認の上、番号１または２のいずれかの方法で届け出てください。
番号１の場合は、裏面に写真を貼り付けて提出してください（工事を実施した箇所が複数ある場合は、全ての工事箇所の写真が必要です）。
番号２の場合は、検査済証の原本を提示の上、写しを機構支店に提出してください。

項目番号	内容確認欄（いずれかにチェック）適合	不適合	確認項目	確認内容
1	□	□	規格	原則として、各戸に居住室、炊事室および便所を備えていること。

【確認方法】
借入申込みを行った賃貸住宅の各戸に、居住室、炊事室および便所を備えていることを確認してください。

【確認書類等】
現地で、目でみて確認

項目番号	内容確認欄（いずれかにチェック）適合	不適合	確認項目	確認内容
2	□	□	併用住宅の床面積	≪併用住宅（※2）である住戸のみ≫ ・当該住戸の住宅部分の床面積が、原則として、当該住戸全体の床面積の 1/2 以上であること。 ・当該住戸の住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注) 当該住戸の住宅部分の床面積が当該住戸全体の床面積の 1/2 未満であっても、融資を利用できる場合がありますので、機構支店にお問合せください。 **＊併用住宅である住戸がない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。**

【確認方法】

Ⅰ．住戸が併用住宅であることの確認

借入申込みを行った賃貸住宅の各戸が、併用住宅かどうかを下図を参考にして確認してください。併用住宅である住戸については、Ⅱにより床面積を確認してください。**併用住宅である住戸がない場合は、Ⅱの確認は不要です**ので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。

Ⅱ．住宅部分の床面積の確認（併用住宅である住戸のみ）

次の①および②により確認してください。

① 住宅部分の床面積が、原則として当該住戸全体の床面積の 1/2 以上であること。

② 住宅部分と非住宅部分が、壁や建具等で区画されていること。

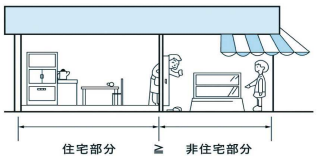

図　併用住宅の例

併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅です。

【確認書類等】
現地で、目でみて確認

住宅金融支援機構の職員が、後日、工事が完了していることおよび技術基準に適合していることについて現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

2019 年 10 月